

変動金利に関する特約書

【新長プラ連動・周期連動型】

【元金均等・元利均等・ボーナスなし】

申込人は、金銭消費貸借契約にもとづいて借り入れたローンの利率および返済方法について、次のとおり特約します。

本特約書締結日現在の鹿児島信用金庫の短期貸出最優遇金利に連動する長期貸出最優遇金利	年4.925%
---	---------

※表記短期貸出最優遇金利に連動する長期貸出最優遇金利は特約日現在のものであり、ご融資実行日までに変更となる場合があります。

なお、変更となった場合には表記金利にかかわらず、実行日現在の短期貸出最優遇金利に連動する長期貸出最優遇金利が適用されます。

第1条（借入利率の変更の基準）

お申込内容確認書に定めた借入利率は、貴金庫の定める短期貸出最優遇金利に連動する、長期貸出最優遇金利（以下「基準金利」という）の変更に伴って自動的にその変更幅と同幅で引上げまたは引下げられるものとします。

ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、基準金利に代え、一般に相当と認められる金利を適用されることに同意します。

第2条（借入利率の変更幅の算出および変更日）

① 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年10月1日（休日の場合は翌営業日）（以下「基準日」という）に行うものとし、毎年基準日における基準金利と当年基準日における基準金利の差をもって、借入利率を引上げまたは引下げるものとします。

ただし、借入後最初の借入利率の見直しは、当初借入日における基準金利と、借入後最初におとずれる10月1日（休日の場合は翌営業日）の基準金利の差をもって、借入利率を引上げまたは引下げるものとします。

② 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、毎年12月の払込約定日の翌日とします。

③ 本条により借入利率が変更された場合、貴金庫は原則として、借入利率変更後第1回の払込約定日以前に、変更後の借入利率および返済額等を文書により通知するものとします。

第3条（元利金返済額の変更）

借入利率見直しによる元利金返済額については、以下の各項によるものとします。

① 返済方法が元利均等返済の場合を除き、原契約書に定めた毎回の元金返済額は変更することなく、支払う利息額を増減します。

② 返済方法が元利均等返済の場合は、利率見直しの都度返済額を変更することとし、新返済額は新借入利率、残存元金、残存期間にもとづいて算出するものとします。

第4条（固定金利型への変更）

この借入金については、その最終返済期限前に固定金利型への変更はしません。

以上

変動金利に関する特約書

【新長プラ連動・周期連動型】

【元利均等ボーナス併用型】

申込人は、金銭消費貸借契約にもとづいて借り入れたローンの利率および返済方法について、次のとおり特約します。

本特約書締結日現在の鹿児島信用金庫の短期貸出最優遇金利に連動する長期貸出最優遇金利	年4.925%
---	---------

0

なお、変更となった場合には表記金利にかかわらず、実行日現在の短期貸出最優遇金利に連動する長期貸出最優遇金利が適用されます。

第1条（借入利率の変更の基準）

お申込内容確認書に定めた借入利率は、貴金庫の定める短期貸出最優遇金利に連動する、長期貸出最優遇金利（以下「基準金利」という）の変更に伴って自動的にその変更幅と同幅で引上げまたは引下げられるものとします。

ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、基準金利に代え、一般に相当と認められる金利を適用されることに同意します。

第2条（借入利率の変更幅の算出および変更日）

① 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年10月1日（休日の場合は翌営業日）（以下「基準日」という）に行うものとし、毎年基準日における基準金利と当年基準日における基準金利の差をもって、借入利率を引上げまたは引下げるものとします。

ただし、借入後最初の借入利率の見直しは、当初借入日における基準金利と、借入後最初におとずれる10月1日（休日の場合は翌営業日）の基準金利の差をもって、借入利率を引上げまたは引下げるものとします。

② 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、毎年12月の約定返済日の翌日とし、翌年1月の約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。なお、半年毎の増額返済分についても、毎月返済分の12月約定返済日の翌日から新利率が適用されるものとします。

③ 本条により借入利率が変更された場合、貴金庫は原則として、借入利率変更後第1回の払込約定日以前に、変更後の借入利率、返済額に占める元金および利息額の割合等を文書により通知するものとします。

第3条（返済額の変更）

① 借入れた日から5回目の基準日を経過するまでは、その間に借入利率の変更があっても原契約に定めた毎回の返済額は変更しないものとします。

② 返済額の変更は基準日を5回経過した後に行うものとし、新返済額は、新借入利率残存元金、残存期間等に基づいて算出するものとします。

ただし、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。その後更に基準日を5回経過するまでは、その間に借入利率の変更があっても返済額は変更しないものとします。

③ 以降基準日を5回経過するごとに新返済額を算出し、債務者はその新返済額によって支払うものとします。新返済額の算出方法は前項と同様とします。

第4条（未払利息の取扱い）

① 毎月返済部分

(1) 借入利率の変更により毎月の約定利息が所定の元利金返済額を超える場合、その超過額（以下「未払利息」という）の支払いは繰延べるものとします。

(2) 前号の未払利息が発生した場合には、翌月以降の返済額より支払うものとし、その充当順序は、未払利息、約定利息、元金の順とします。

② 半年ごとの増額返済部分

半年ごとの増額返済部分については、次回返済時より毎月返済部分とは別個に前項(1)(2)に準じ取扱うものとします。

③ 返済額の変更時の取扱い

前条による返済額の変更時において、未払利息の繰延べがある場合は、貴金庫の計算方法により、新返済額を算出するものとします。

なお、充当順序は第1項(2)と同一とします。

第5条（固定金利型への変更）

本借入については、その借入期限前に固定金利型への変更はしないものとします。

第6条（最終約定返済日の取扱い）

最終の返済額見直し以降、借入利率変更に伴い最終期限に未払利息および借入金の一部が残る場合には、最終期限に一括して支払うものとします。

第7条（繰上げ返済）

本借入の一部または全部を期限前に返済する場合には、以下の各項によるものとします。

- ① 債務者がこの債務の一部または全部を期限前に繰上げて返済できる日は、原契約に定める毎月の返済日とし、この場合には繰上げ返済日の10日前までに貴金庫へ通知するものとします。
- ② 繰上げ返済の際、毎月返済部分の未払利息がある場合、または半年ごとの増額返済部分の未払利息がある場合には、繰上げ返済日に支払うものとします。
- ③ 一部繰上げ返済をする場合には、以降の毎回返済額を増減するか、または最終返済日を繰上げるかのいずれかの方法によることとし、繰上げ返済申込み時に選択できるものとします。ただし、最終返済日を繰上げる場合は債務者および連帯保証人連署により所定の手続きを行うものとする。
- ④ 繰上げ返済をする場合には、貴金庫所定の手数料を支払うものとします。

以上